慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宿蔵物の保護に関する一考察
Sub Title	A study on an ancient Japanese policy to protect an object to discover from an underground
Author	松田, 和晃(Matsuda, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.1 (1996. 1) ,p.399- 415
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	向井健教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0399

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宿蔵物の保護に関する一考察

松田和晃

現行の文化財保護法は、同法による保護の対象とされるべき文化財の種類として、有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産や考古・歴史資料）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術その他の無形の文化的所産）、民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋等の物件）、記念物（貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅等の遺跡や庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等の名勝地、植物、地質鉱物）、伝統的建造物群の五種を定め、[1] さらに埋蔵文化財の保護措置も規定している。[2] わが古代国家において、こうした体系的でかつ明瞭に文化財の保護を謳ったような規定が存在しないことはいうまでもないが、出土した埋蔵物の処置等については、陵塚墳墓の侵害を防止する意味からも、律令の厳密に定めるところであった。本稿は、こうしたわが古代国家における埋蔵物ならびに山陵塚墓の保護をめぐる問題をとりあげ、母法たる大陸の制との意識の相違を考察するものである。

一

宿蔵物、すなわち埋蔵物の物権の帰属については、「雑令」宿蔵物条に、

凡於官地得宿蔵物者、皆入得人、於他人私地得、与地主中分之、得古器形製異者、悉送官酬直、

とあり、それが発見された土地の所有形態によって異なっている。発見場所が官有地もしくは発見者本人の私有地である場合、当該宿蔵物は発見者が取得しうるが、他人の地において発見した場合は、地主と発見者の折半となる。(3) また公私いずれの地においても、「形製異」すなわち珍奇な形容の古器が発見された際はすべてこれを官に提出させ、官は相応の価格を報酬として与えることが定められている。これに反し、地主との折半を嫌って隠匿したり、珍奇な古器の提出を怠った場合は、日本律では逸しているが、『唐律疏議』雑律得宿蔵物条に、

諸於他人地内、得宿蔵物、隠而不送者、計合還主之分、坐贓論、減三等、若得古器形制異、而不送官者、罪亦如之、

疏議曰、謂凡人於他人地内、得宿蔵物者、依令合与地主中分、若有隠而不送、計応合還主之分、坐贓論、減三等、罪止徒一年半、注云、若得古器形制異、而不送官者、謂得古器鍾鼎之類、形製異於常者、即準所得之器、坐贓論減三等、故云罪亦如之、

とあることから、坐贓論すなわち「雑律」坐贓致罪条の規定(4)より三等を減じ、隠匿物の多寡に応じて徒一年半を限度とする刑が科せられたごとくである。

なお宿蔵物の定義については、「雑令」宿蔵物条義解に、

昔人以鏡剣金銀等器、於地蔵埋、及喪乱遺落、為堅埋没、時代久遠、不知財主、

とあり、具体例として「鏡剣金銀等器」が挙げられているが、同条義解はまた「古器形製異」についても、

古時鐘鼎之類、形製異於常者也、

として「鐘鼎」の名を掲げているので、本条にいう宿蔵物は主として出土金属製品を念頭においているらしきことを推測しうる。そこで国史等に記された埋蔵物出土の例を探すと、『続日本紀』巻六、和銅六年七月丁卯条に、

大倭国宇太郡波阪郷人、大初位上村君東人、得銅鐸於長岡野地而献之、高三尺、口径一尺、其制異常、音協律呂、勅所司蔵之、

と見え、また『日本紀略』前篇十四、弘仁十二年五月丙午条に、

播磨国、有人掘地、獲一銅鐸、高三尺八寸、口径一尺二寸、道人云、阿育王塔鐸、

とあり、さらに『日本三代実録』巻四、貞観二年八月十四日辛卯条にも、

参河国献銅鐸一、高三尺四寸、径一尺四寸、於渥美郡村松山中獲之、或曰、是阿育王之宝鐸也、

と記されるなど、銅鐸の出土例が散見する。

また『日本三代実録』巻十六、貞観十一年七月八日甲子条には、

大和国十市郡椋橋山河岸崩裂、高二丈、深一丈二尺、其中有鏡一、広一尺七寸、採而献之、

として鏡が発見され、『日本紀略』後篇九、永延元年三月十六日戊寅条には、

右大臣以下参仗座、定申賀茂上社禰宜賀茂在実於社頭鳥居側掘往古銭七百八十二文、献公家、其文有三、和銅開珍、万年通宝、神功開宝、召神祇官陰陽寮、令占卜之可通用否事、又令下諸道勘申之、

という古銭の出土記事が見られるほか、『扶桑略紀』巻二十八には、

長元十年三月一日、摂津国献銅金師子、掘出也、

とあって「銅金師子」を献じたことが記されている。このほか『百錬抄』第八には安元元年七月に銅鉾が出土したことが見られるなど、出土物として記録に留められたものは金属製品が頗る多いのである。

二

ところで、「形製異」なる宿蔵物と同様、通常と異なる物[5]が出現した場合に特別な対処をしたものに祥瑞がある。祥瑞に関しては「儀制令」祥瑞条に出現の際の処置が定められているが、わが国の祥瑞出現の実例をみると、そのほとんどが瑞雲や白亀・木蓮理など、自然現象や動植物で占められているので、前述のごとく出土金属製品を念頭においた宿蔵物報告制とは対称的であるかのように見える。しかし、「治部式」祥瑞条[6]に記された例示をみると、自然現象や動植物のほかに金石類などもあり、なかでも宿蔵物の規定中にもその名が見られる「鼎」が含まれていることは注目に値しよう[7]。もちろん、祥瑞は天人相関の思想に基づき、天が王者の徳に感応して出現せしめたとされるものであって[8]、「昔人以鏡釵金銀等器、於地蔵埋、及喪乱遺落、為堅埋没、」という経緯を持つ宿蔵物とは全く異なった性格のものであるが、祥瑞・宿蔵物ともわが国と同様な規定を持つ唐[9]にあっては、たとえば、

「霊宝、隋桃林県、天宝元年以掘徳宝符、改為霊宝県[10]、」

「宝鼎、漢汾陰県、隋属泰州、貞観十七年廃泰州県来属、開元十一年玄宗祀后土獲宝鼎、因改為宝鼎[11]、」

のように、鼎や宝符の出土を契機として地名の変更がなされた例があるなど、特に金石類が出現した場合、祥瑞か宿蔵物かの判断は簡単でないように思われるのである。ただし、わが国にあっては、中国のように鼎が埋納される可能性は薄く、むしろ王権の象徴的存在として大陸における鼎のごとき立場にあった銅鏡のほうが、祥瑞としても相応しい筈であるが、前述のごとくわが国の関係規定は基本的に唐制に倣っており、実際の祥瑞認定に際しても漢籍に依拠[12]しているため、銅鏡が宿蔵物として提出された例はあるもの[13]、これを祥瑞と認定した例は見ないのである。鏡が祥瑞の例に加わらないのは、恐らくそれを化粧道具の一つとする中国的認識によるものであろうが、わが国がこれを改正せずにそのまま継承しているのは、わが国の場合、金石は鉱物など特別な場合を除いて人為的なものと捉え、天の

意志による出現と一線を画そうとしたからではなかろうか。承和六年に鏃や鋒に似た石が数十枚発見された際、勅を発して陸奥・出羽・大宰府を警戒させるとともに「転禍為福」を神仏に祈願しているが、これは「自然隕石」として天下ったと理解されたからであった。(14)

ただし、このように出土物を原則としてすべて宿蔵物として扱うとしても、なお宿蔵物発見後の処置について、「形制」の通常か異常かの判断は発見者をして十分悩ませるに足りたことであろう。そもそも金属製古器の出土に遭遇することなど、一般には希な筈であり、ましてや前述のごとく「形制異」なる古器の提出を怠った場合、徒一年以下に処せられるとなれば、そうした判断は最初から官に委ねた方が無難である。したがって「雑令」宿蔵物条の規定は、実質的に出土埋蔵物の報告制度を意味しているものといえよう。

三

それでは、こうした出土物の報告・提出制が、わが国の場合祥瑞とは無関係で、瑞兆の発見を促進するというような効果もないと考えられるにもかかわらず、何故必要とされたのであろうか。

そもそも埋蔵物の出土地が古跡や陵墓・墳墓と密接な関係にあるのは多言を要しないことであり、再び大陸の例を参照すると、たとえば『唐会要』巻十上、雑録に、

初有司奏設壇、掘地獲古銅鼎二、其大者容四升、小者容一升、色皆青、又獲古磚、長九寸、有篆『千秋万歳』字、及『長楽未央』字、

とあり、また『旧唐書』五行志にも、

宝暦二年五月、神策軍修苑内古漢宮、掘得白玉牀、其長六尺、以献、

という記事が記されるなど、自然出土以外の埋蔵物発見例が散見するが、さらに陵塚墳墓の副葬品を狙った発掘となると、後掲する『後漢書』や『三国志』等に記された董卓・曹操の例をはじめとして、『晋書』には、皇甫謐伝に「豊財厚葬、以啓奸心。或剖破棺槨、或牽曳形骸、或剝臂将金杯、或捫腸求珠玉。焚如之刑、不痛于是。」とあり、孝愍帝紀（建興三年六月）にも「盗発漢霸、杜二陵及薄太后陵、太后面如生、得金玉采帛不可勝記、」と記され、さらに劉曜載記に「貪而無礼、既王有十州之地、金帛珠玉及外国珍奇異貨不可勝記、而猶以為不足、曩代帝王及先賢陵墓靡不発掘、而取其宝貨焉」とみえ、また『陳書』には、世祖紀に「大獲晋右将軍王羲之書及諸名賢遺跡」とあり、始興王叔陵伝にも「好遊冢墓間、遇有塋喪主名可知者、輒令左右発掘、取其石志古器并骸骨肘脛、持為玩弄、」と記されるなど、枚挙に暇もない程である。

したがって、律令はこれら陵塚墓の盗掘と毀損に厳しく対処した規定を設けており、それらはわが日本法にも継受された。すなわち「賊盗律」発塚条に、

凡発塚者、徒三年、発撤即坐、已開棺槨者、遠流、謂、有棺有槨者、必須棺槨両開、不待取物触屍、発而未撤者、徒二年、謂、雖発塚而未至棺槨者、其塚先穿、及未殯、而盗屍柩者、徒一年半、其塚先穿、謂、先自穿陥、旧有隙穴者、及未殯、謂、屍猶在外、而未殯埋、而盗屍柩者、謂、盗者元無悪心、或欲詐代人屍、或欲別処改葬之類、此文既称未殯、明上文発塚、殯訖而発亦是、依律、発塚者、徒三年、既不顕尊卑貴賤者、若尊長発卑幼之墳、不可重於殺罪、若発尊長塚、拠法止同凡人、律云、発塚者、徒三年、在於凡人、便減殺罪二等、若発卑幼之塚、須減本殺二等科之、已開棺槨者、遠流、即減已殺一等、発而未撤、徒二年、計凡人之罪、減死四等、卑幼之色、亦於本殺上減四等而科、若盗屍柩者、依減五等之例、其於尊長、並同凡人、盗衣服者、減一等、器物者以盗論、

とあり、塚墓を暴けば墓室に到達せずとも徒二年、墓室に至れば[15]徒三年、さらに開棺すれば[16]遠流とするが、発塚に際してすでに開けられていた穴を利用したり、埋葬前の塚墓から棺を盗み出そうとした場合は徒一年半、衣服を盗んだ場合は一等を減ずるとし、他の器物を取ったものについては「以盗論」すなわち「賊盗律」竊盗条の規定によることとしている。

また「賊盗律」穿地条には、

凡穿地得死人不更埋、及於塚墓燻狐狢、而焼棺槨者、杖一百、謂、因穿地而得死人、其屍不限新旧、不即埋掩、曝露、或於他人塚墓、而燻狐狢之類、因焼棺槨者、令其焼屍者徒一年、五等以上尊長加二等、卑幼依凡人減二等、若子孫於祖父々母々、家人奴婢於主、燻狐狢者、徒一年、焼棺槨者、徒二年、焼屍者、徒三年、謂、子孫奴婢等、因燻狐狢、而至焼棺及屍者、

とあって、遺体を掘り出したのち放置したり、狐狢を燻すために塚墓の上で火を使い、棺槨を焼損した場合には杖一百、遺体を傷めれば徒一年とすることが定められている。

さらに「雑律」毀人碑碣条逸文（唐律）には、

諸毀人碑碣及石獣者、徒一年、即毀人廟主者、加一等、其有用功修造之物、而故損毀者、計庸坐贓論、各令修立、誤損毀者、但令修立、不坐、

として、塚墓に建てられた碑[17]を毀損すれば徒一年、また「戸婚律」盗耕人墓地条逸文（唐律・政事要略）には、

凡盗耕人墓地杖六十、傷墳者、杖一百、謂、窀穸之所、聚土為墳、傷者合杖一百、即盗葬他人地者笞五十、墓地加一等、謂、将屍柩盗葬他人地中者笞五十、若葬他人墓地中者、加一等合杖六十、加盗葬傷他人墳者亦同盗耕傷墳之罪、仍各令移葬、若不識盗葬者、告里長移埋、違者笞二十、不告而移虞失屍柩合笞廿、即無処移埋者、聴於地主口分内埋之、

とあり、他人の墓地を耕作すれば杖六十、墳墓の損傷に至れば杖一百などの刑が定められている。

また山陵の侵害については、「名例律」が記すごとく計画のみでも謀大逆[18]として絞刑、実行すれば大逆として斬刑[19]に処せられるものとされていたが、兆域に侵入するのみでも、「衛禁律」闌入山陵兆域門条逸文（唐律・政事要略）に、

凡闌入山陵兆域門者、笞五十、謂、周兆故為塋域者、越垣者、杖一百、陵戸不覚者、減二等、謂、専当者、公卿又減一等、謂、親監当者、故縦者、各与同罪、余条守衛及監門、各準此、

とあるごとく、門より闌入すれば笞五十、垣を越えれば杖一百という刑が規定され、また山陵内の草木を盗んだ場合にも杖一百などの罰則が定められていた[20]。

なお、これらの刑罰はおおむね母法たる唐律の方が重くなっている[21]。こうした傾向は律全般に現れているものでは

あるが、特に盗掘の処罰についてその理由を考えると、中国の場合、中山王墓や始皇帝陵、満城漢墓等々の例を出すまでもなく厚葬の陵墓・塚墓が盛行し、前述のようにそれらの副葬品を狙った盗掘も横行して、「今日入而明日発」[22]という有り様であった。これに対しわが国では、陵墓・墳墓とも副葬品の量は中国のそれと比較にならぬ程で、質の点でも概ね同様のことが言える状況にあり、また後述のごとく山陵塚墓の侵害に対する社会的非難も無視しえぬものであったと思われる。したがって、こうした社会状況が両国間の量刑の差に反映したとしても、不思議ではないのである。

四

ところで、厚葬の風に対する為政者の危惧という点に注目すると、大化二年三月に改新政府が発したいわゆる薄葬詔は検討に値しよう。すなわち『日本書紀』大化二年三月甲申条に、

甲申。詔曰、朕聞、西土之君戒其民曰、古之葬者、因高為墓、不封不樹、棺槨足以朽骨、衣衾足以朽肉而已。故吾営此丘墟不食之地、欲使易代之後不知其所。無蔵金銀銅鉄、一以瓦器合古塗車芻霊之義。棺漆際会、三過飯、含無以珠玉、無施珠襦、玉匣、諸愚俗所為也。又曰、夫葬者蔵也、欲人之不得見也。遁者我民貧絶、専由営墓、爰陳其制尊卑使別、夫王以上之墓者、其内長九尺、濶五尺、其外域方九尋、高五尋、役一千人、七日使訖、其葬時帷帳等用白布、有轜車、上臣之墓者、其内長濶及高皆准於上、其外域方七尋、高三尋、役五百人、五日使訖、其葬時帷帳等用白布、担而行之、（蓋此以肩担輿而送之乎）下臣之墓者、其内長濶及高皆准於上、其外域方五尋、高二尋半、役二百五十人、三日使訖、其葬時帷帳等用白布、亦准於上、大仁、小仁之墓者、其内長九尺、高濶各四尺、不封使平、役一百人、一日使訖、大礼以下小智以上之墓者、皆准大仁、役五十人、一日使訖、凡王以下小智以上之墓者、宜用小石、其帷帳等宜用白布、庶民亡時収埋阿於地、其帷帳等可用麁布、一日莫停、凡王以下庶民不得営殯、凡自畿内及諸国等、宜定一所、而使収埋、不得汙穢散埋処処、（下略）

とあるごとく、厚葬の経済的弊害を説き、その風を改めようとして身分による喪礼の様式を分明にしたのであるが、当該詔が『三国志』の記事を参照していることは夙に知られている。すなわち魏の文帝の薄葬令[23]に、

冬十月甲子、表首陽山東為寿陵、作終制曰。礼、国君、即位為椑、椑音扶歴反。存不亡也。昔堯葬穀林、通樹之、禹葬会稽、農不易畝、故葬於山林、則合乎山林。封樹之制、非上古也、吾無取焉。寿陵因山為体、無為封樹、無立寢殿、造園邑、通神道。夫葬也者、蔵也、欲人之不得見也。骨無痛痒之知、冢非棲神之宅、礼不墓祭、欲存亡之不黷也。為棺槨足以朽骨、衣衿足以朽肉而已。故吾営此丘墟不食之地、欲使易代之後不知其処。無施葦炭、無蔵金銀銅鉄、一以瓦器、合古塗車、芻霊之義。棺但漆際会三過、飯含無以珠玉、無施珠襦玉匣、諸愚俗所為也。（下略）

と見えるを範とし[24]、古くより厚葬の弊に悩み諸種その対策を講じてきた大陸の例に学んでいるのである。しかし、この文帝の薄葬令にはさらに、

喪乱以来、漢氏諸陵無不発掘、至乃焼取玉匣金鏤、骸骨并尽、是焚如之刑、豈不重痛哉、禍由乎厚葬封樹。

とあって、厚葬の風が盗掘を誘発しその結果陵墓が侵害されてしまうことを危惧する内容が記されている。このような厚葬と盗掘の関係は、すでに『呂氏春秋』なども指摘するところであり[25]、こうした盗掘を戒める法の厳格なること、上述の通りであった。したがって大陸の薄葬令の主たる目的は、盗掘を未然に防止し、陵墳墓を安寧に保つ点にあったことが推測されよう[26]。然るに本朝の場合、大化の薄葬詔でも文帝紀の盗掘の危惧を述べた箇所までは引用せず、また延暦十一年七月に薄葬を命じた格[27]も、

太政官符

応禁断両京僭奢喪儀事

右被右大臣宣称、奉勅、送終之礼必従省要、如聞、豪富之室、市郭之人、猶競奢靡不遵典法、遂敢妄結隊伍仮設幡鐘、諸如此類不可勝言、貴賤既無等差、資財空為損耗、既奄之後酣醉而帰、非唯虧損風教、実亦深蠹公私、宜令所司厳加捉搦、自今以後勿使更然、其有官司相知故縦者、与所犯人並科違勅罪、仍於所在条坊及要路明加牓示、

延暦十一年七月廿七日

として、唐の証聖元年三月の「禁喪葬踰礼制」[28]の、

喪葬礼儀、蓋惟恒式、如致乖越、深蠹公私、廼有富族豪家、競相踰濫、窮奢極侈、不遵典法、至於送終之具、著在条令、明器之設、皆有色数、遂敢妄施隊伍、仮設幡矟、兼復創造園宅、雕剪花樹、或桐闕木馬、功用尤多、或告輿凶□、綵飾殊貴、諸如此類、不可勝言、貴賤既無等差、資産為其損耗、既失芻霊之義、殊乖朴素之儀、此之愆違、先已禁断、州牧県宰、不能存心、御史金吾、曽無糾察、積習成俗、頗紊彝章、即宜各令所司、重更申明処分、自今以後、勿使更然、

を単純に引き写しているように[29]、およそわが薄葬令は、国家財政を案じて君主が率先して葬送の簡素化を実行することにより、国民に垂範するとともに自らの徳を示さんとしたのであり、その雛形・先例として利用すべきは漢籍の美辞麗句であって、大陸の複雑な事情のくだりまでは必要性を感じていなかったことが窺えるのである[30]。

そもそも大陸では、『後漢書』袁紹劉表伝[31]に、

又梁孝王先帝母弟、墳陵尊顕、松栢桑梓、猶宜恭粛。操率将吏士、親臨発掘、破棺裸尸、掠取金宝、至令聖朝流涕、士民傷懐。又署発丘中郎将、摸金校尉、所過毀突、無骸不露。（中略）歴観古今書籍所載、貪残虐烈無道之臣、於操為甚。

とあり、曹操が「発丘中郎将」や「摸金校尉」といった陵墳墓の発掘専門官を置いて組織的に盗掘を繰り返したことや、『同』劉盆子伝に、

乃復還、発掘諸陵、取其宝貨、遂汚呂後尸、凡賊所発、有玉匣殮者率皆如生、故赤眉得多行淫穢。

として、赤眉軍らも諸陵の侵害を行ったことが見られ、また『後漢書』董卓伝にも、

又使呂布発諸陵及公卿已下冢墓、収其珍宝、

とあり、董卓が初平元年二月に長安に及んだ際、呂布に命じて諸陵冢墓から副葬品を収奪したことが記されているが、これらは一例にすぎないのであって、特に秦漢による統一国家が崩壊したのちは、諸侯や反体制組織による軍事行動

に際して、軍費に供する目的での大小の盗掘は各地で盛行したものと思われる。

一方わが国では、国内における大規模な軍事行動は、大化改新・壬申の乱を経て皇室の権力が強化されたのちはほとんど発生しえなかったし[32]、それ以前であっても、天皇家内部や諸豪族間の対立は陵墳墓の蹂躙を許すような形で展開せず、周囲の社会もまた祖先崇拝を不可侵のこととしていたごとくである[33]。したがって墳墓の毀損が行われるのは、宮都や寺院造営に際しての土地整備や建築資材の入手[34]といった、より高い国家的要請を背景にしている場合に限られ、盗掘の横行が史料上で目立ち始めるのは、概ね平安後期以降のことである[35]。

五

以上、宿蔵物の処置をめぐる問題について検討してきたが、それらを次に纏めて擱筆することとする。

わが薄葬令は、魏や唐の詔を雛形とする例のあることからも知りうるごとく、一見その発布理由を大陸の制と等しくしているかのごとくである。しかし大陸の場合、厚葬の盛行による経済的疲弊を案じるより、むしろ副葬せられた財物を盗掘するため陵墳墓が破壊されてしまうことを防止することが主たる目的であったと思われる。特に秦漢代の統一国家が崩壊して以降、群雄の割拠、農民の蜂起が相継ぎ、大陸は中世的分裂を続けた。この間、混乱に乗じて盗掘を行い、あるいは軍費の調達に厚葬陵墳墓の副葬品をもって充てるような事件が、史書等の記す以上に頻発したであろうことは想像に難くなく、こうした風土が隋唐以降も継承され、各地で盗掘の横行を許したのであろう。これに対しわが国の場合、軍費に陵墳墓副葬品を当てにするような対内的軍事行動は、すくなくとも朝廷の権威がほぼ確立した大化改新以降は起こし得ず、またそれ以前においても、墳墓の副葬品が大陸のそれとは比較にならぬほどの量・質でしかないわが国にあって、社会的非難を相殺してなお相当の利益を得るに足るほどのものであったとは考えにく

い。さらに個人による盗掘も、周囲の社会に尚古蒐集の風癖がなければ、衣服器物等もっぱら日用のものを窃取する程度に留めぬ限り、村落社会のなかでは直ちに発覚したであろう。すなわち本朝の場合、律令制の弛緩する以前に盗掘が横行した可能性は薄いのであり、墳墓の毀損事件はむしろ宮都や寺院の造営といった国家的事業の際に発生しているのである。したがってわが国が、山陵塚墓の侵害防止は宿蔵物報告制や発塚禁止などの律令法の規定に委ね、薄葬令発布の理由について、濫費を抑えるに自ら範を垂れんとする為政者としての自覚の発露という体裁を保ちえたのは、大陸に比して、未だ中世的混乱を経験するに至っていなかったという史的状況の相違によると言えるのではなかろうか。(36)

（1）同法第二条第一項。

（2）同法五七～六八条。

（3）ただし義解に「若父祖自蔵、而子孫見佃 住者、不在中分之限」とあるので、父祖が埋蔵したものをその子孫が発見した場合、両者間の折半とはならない。また同じく義解に「依律、借得官田宅者、以見住及見佃人為主、若作人及耕犂人得者、合与佃 住之主中分、其私田宅、各有本主、借者不施功力、而作人得者、合与本主中分、借得之人、既非本主、又不施功、不合得分也、」とあるので、借り受けた官地内において作人・耕作中の者等が発見した場合は、当該地の借受人たる現住者と発見者の間で折半とし、また私地の借地内で発見されたものについては、土地所有者と発見者間の折半となり借地人は物権を主張しえなかった。

（4）「雑律」坐贓致罪条逸文に、「凡坐贓致罪者、一尺致十、一端加一等、十二端徒一年、十二端加一等、罪止徒三年、与者減五等、謂、非監臨主司、因事受財者、」とある。

（5）『続日本紀』巻十六、天平十八年三月己未条に「形象異常」とある。

（6）『延喜式』巻二十一、治部省。

（7）延喜治部式が掲げる祥瑞の具体例のうち、宿蔵物の形で出現する可能性があるものを抽出して示せば、次のごとくである。

大瑞　玄珪明珠・玉英・金牛・玉馬・玉猛獣・玉甕・神鼎・銀甕・丹甑

上瑞　白玉赤文・紫玉・玉羊・玉亀・玉牟・玉典・玉璜・黄金・金勝・珊瑚鈎・璧瑠璃

中瑞　地出珠・陵出黒丹

(8) 東野治之氏「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」(『日本歴史』二五九)、同氏「祥瑞」(『国史大辞典』七)。

(9) 祥瑞については、『大唐六典』巻四、尚書礼部にわが治部式とほぼ同様の規定があり、宿蔵物関係についても、量刑の軽重の差はあるが、前述のように母法たる唐の律令にみることができる。

(10) 『旧唐書』地理志、河南道。

(11) 『旧唐書』地理志、河東道。

(12) たとえば『続日本紀』養老七年十月乙卯条や天平三年十二月乙未条、同十八年三月己未条、延暦四年五月癸丑条などには、熊氏や孫氏の「瑞応図」、「孝経援神契」、「符瑞図」等の図讖類によったことが見える。

(13) 『日本三代実録』巻十六、貞観十一年七月八日条。

(14) 『続日本後紀』巻八、承和六年十月乙丑条。なお、こうした石鏃様のものが降った例は、『日本三代実録』巻四十五、元慶八年九月二十九日条、『同』巻四十八、仁和元年十一月二十一日条、『同』巻四十九、仁和二年四月十七日条にも見られるが、斎藤忠氏はこれらを石鏃発見記事と理解しておられる(同氏『年表で見る日本の発掘・発見史』①)。

(15) 唐律は、遺体の有無を問わずとしている。

(16) 唐律は、棺槨のない墓において遺体に到達した場合も同じとする。

(17) 「喪葬令」立碑条に、「凡墓皆立碑、謂、碑者、刻石銘文也、釈云、立石銘文曰碑、音彼為反、古記云、皆立碑、謂作石繫題、謂之碑也、記具官姓名之墓、釈云、仮如、職事官者、記其官卿位姓名之墓、散位者、記其位姓名之墓耳、古記无別、穴云、私案、位字略文、為三位以上造墓故也、」とあり、三位以上の墓には官姓名等を刻んだ石碑を建てたという。

(18) 「名例律」謀大逆条に「二曰、謀大逆、謂、謀毀山陵及宮闕、謂、有人獲罪於天、不知紀極、蓄思釈憾、将図不逞、遂起悪心、謀毀山陵及宮闕、」とある。

(19) 「賊盗律」謀反条。

(20) 「賊盗律」山陵条に「凡盗山陵内木者、杖一百、草者減三等、謂、帝皇山陵草木、不合艾刈、而有盗者、若盗他人墓塋内樹者、杖七十、若其非盗、唯止斫伐者、准雑律毀伐樹木稼穡、各准盗論、」とある。

(21) たとえば唐律では、発冢の未徹は徒三年、発徹が加役流、開棺槨は絞などとされている(『故唐律疏議』三、賊盗)。

(22) 『漢書』地理志。

(23) 『三国志』巻二、魏書、文帝紀、黄初三年十月甲子条。

(24) 両者の同一箇所に傍線を施したので、比較されたい。

(25) 『呂氏春秋』安死に、「今有人于此、為石銘置之壟上、曰、此其中之物、具珠玉玩好財物宝器甚多、不可不掘、掘之必大富、

世世乗車食肉。人必相与笑之、以為大惑。世之厚葬也有似于此。自古及今、未有不亡之国也。無不亡之国者、是無不掘之墓也。以耳目所聞見、斉、荆、燕嘗亡矣、宋、中山已亡矣、趙、魏、韓皆亡矣。其皆故国矣。自此以上者、亡国不可勝数、是故大墓無不掘也。」とある。

(26) 大陸の薄葬令には、本文で触れた黄初三年十月令・証聖元年三月令のほかにも、多くの場合こうした盗掘を危惧する文言が見られる。たとえば、

○貞観十七年三月「戒厚葬詔」（『唐大詔令集』巻八十、喪制。ただし『冊府元亀』巻一五九、帝王部、革弊一は同年同月壬子詔とする。）

朕聞死者終也、欲物之反於真也、葬者蔵也、欲人之不得見也、上古垂風、未聞於封樹、後聖貽範、始備於棺槨、譏僭侈者非愛其厚費、美倹薄者実貴於無危、是以唐堯聖帝也、穀林有通樹之説、秦穆明君也、棠泉無丘壟之処、仲尼孝子也、防墓不墳、延陵慈父也、嬴博可隠、洎乎閭廬違礼、珠玉為凫鴈、始皇無度、水銀如江海、因多蔵以速禍、由有利以招辱、朕居四海之尊、承百王之弊、未明求衣、中宵載惕、雖送往之典、詳諸儀制、失礼之禁、著在刑書、而勲戚之家、或流遁於習俗、閭閣之内、或侈靡而傷風、以厚葬為奉終、高墳為行孝、遂使衣衿棺槨、極彫刻之華、芻霊明器、窮金玉之費、富者越法度以相高、貧者破資産以不逮、徒傷教義、無益泉壌、為害既深、宜有懲革、其公以下、爰及黎庶、送終之具、有乖令式者、明加検察、随状科罪、在京五品以上及勲戚之家、録状聞奏、

○開元二年八月「誡厚葬勅」（『唐大詔令集』巻八十、喪制。なお『冊府元亀』巻一五九、帝王部、革弊一、は同二年九月甲寅詔とする。）

自古帝王、皆以厚葬為誡、以其無益於亡者、有損於生業故也、近代以来、共行奢靡、迭相倣傚浸成風俗、罄竭家産、多至凋弊、然則魂魄帰天、明精識之已遠、卜宅於地、蓋思慕之所存、古者不封、未為非達、且墓為真宅、自有便房、今乃別造田園、名為下帳、又明器等物、皆競驕侈、失礼違令、殊非所宜、戮屍暴骸、実由於此、承前雖有約束、所司曽不申明、葬喪之家、無所依準、宜令所司、拠品命高下、明為節制、明器等物、仍定色数、長短大小、園宅下帳、並宜禁絶、墳墓営域、務遵簡倹、凡諸送終之具、並不得以金銀以飾、如有違犯者、先決杖二百、州県長官不能挙察、並貶授遠官、

のごとくである。

(27) 『類聚三代格』巻十九、禁制事所収、延暦十一年七月廿七日付太政官符「応禁断両京僭奢喪儀事」。

(28) 『唐大詔令集』巻八十、喪制。

(29) これも両者の同一箇所に傍線を施したので、比較されたい。

(30) 薄葬を指示したことが知られる記事としては、たとえば『日本書紀』巻廿二、推古卅六年九月戊子条、『同』巻廿七、天智六年二月戊午条、『続日本紀』巻二、大宝二年十二月甲寅条、『同』巻八、養老五年十月丁亥条、『続日本後紀』巻九、承和七年五月辛巳条、『同』巻二十、嘉承三年三月癸卯条などがあるが、これらはいずれも文言中に盗掘の危惧やその予防を謳っていない。

(31) 『後漢書』巻七十四上、列伝第六十四上、袁紹劉表伝。

(32) 律令期に国内で大規模な軍事行動が発生したことは希であり、蝦夷征討のほか、天平十二年の藤原広嗣の乱、天平宝字八年の恵美押勝の乱などの例があるものの、いずれも山陵のある地からは遠隔であったり、律令国家体制を肯定した上での権力闘争のひとつにすぎず、陵墓副葬物に手をつけるようなことはありえなかったであろう。

(33) 『日本書紀』巻十五、顕宗天皇二年八月己未条には、父の市辺押磐皇子を殺害した大泊瀬天皇（雄略）に報復するため、顕宗天皇が「願壊其陵摧骨投散」として雄略陵を破壊しようとした際、兄の億計王に諫められて中止した話が記されているが、その際億計王は「忍壊陵墓、誰人主以奉天之霊、」「毀陵翻見於華裔、億計恐其不可以莅国子民也、」として、たとえ仇を晴らすためであっても陵墓の破壊が天下の指示を得ることはできないことを述べている。

(34) 『日本書紀』巻廿五、白雉元年十月条には、「冬十月、為入宮地所壊丘墓及被遷人者、賜物各有差、」とあって、難波長柄豊碕宮の建設に際して、墳墓の破壊があったことを記しており、また藤原京の造営においても、整地にあたり墳墓の破壊が行われていたことが明らかとなっている（奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一五・一六・一七）。さらに、『続日本紀』巻四、和銅二年十月癸巳条に「勅、造平城京使、若彼墳隴、見発掘者、随即埋斂、勿使露棄、普加祭酹、以慰幽魂、」とあり、平城京造営に際して破壊された墳墓の改葬を命じているが、事実、平城宮北辺付近にある市庭古墳や神明野古墳が都城造営時に削平されたことは著名である（奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅲ・Ⅶ）。これら宮都造営のほか、寺院の建立に際しても同様のことが発生したごとくで、宝亀十一年十二月四日の格（『類聚三代格』巻十九、禁制事所収）では、

太政官符
応禁制壊墳墓事
右被内大臣宣称、奉　勅、如聞、造寺悉壊墳墓採用其石、非唯及苦鬼神、実亦致憂子孫、宜布告天下尽令禁制、自今以後莫令更然、
宝亀十一年十二月四日

として、造寺の際に石材を採るなどの目的で墳墓を破壊することを禁止している。また近年、大安寺旧境内にある杉山古墳に同寺の瓦を焼くための瓦窯が築かれて、少なくとも平安後期まで操業していたことが明らかになった（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和を掘る』XV）が、このように副葬品盗掘以外にも様々な理由で墳墓の形状変更や破壊がおこなわれたのであった。なお『本朝世紀』には、

久安五年十月卅日戊寅、今日右少史惟宗時重下向南都、是為実検聖武天皇山陵也、去十日、東大寺所司等訴申云、件山陵去七月、為興福寺上座信実被撥堀之由云云、

左弁官下大和国

応遣使実検言上東大寺所司等言上堀頽本願聖武天皇山陵運取数多大石等事

使右少史惟宗時重　　従伍人

左史生　　従参人

右史生　　従参人

使部貳人　　従各壹人

副下東大寺解状并山陵給面延喜式文事、

右左大臣宣、奉勅堀頽彼山陵、運取大石等之事、為令実検言上、差件人等宛発遣如件者、国宜承知、使者経彼之間、依例勤供給、官符追下、

久安五年十月卅日　　大史小槻宿禰師経

右少弁平朝臣範家

十一月廿五日癸卯、今日実検山陵之使、右少史時重帰洛、信実陳申云、信実弟子権上座玄実、為造持仏堂、奈保山石少々所引也、聖武天皇山陵者在佐保山所在、此山者元正天皇山陵也、所曳之石、兆域之外也、東大寺所司申云、佐保山奈保山是一所異名也者、難一決、子細見于問註記了、

とあり、久安五年に興福寺上座僧が持仏堂建立のため奈保山の石を運び出し、これが聖武天皇の山陵の破壊にあたるとして東大寺所司に訴えられた事件が記されている。

(35) 『扶桑略紀』巻二十九には、

「康平三年六月二日、河内国司、言上盗人撥推古天皇山陵之由、」

「康平六年五月十三日、発遣山陵使、是依去三月盗人撥池後山陵掠奪宝物也、九月廿六日、被定山稜宝物等如旧可返納之状、

紀伝明経等諸道勘文、并犯人罪名被勘法家、十月十七日、興福寺僧静範、坐山陵事配流伊豆国、縁坐者十六人、僧俗共配流安房常陸佐渡隠岐土佐等国、此日立興福寺使、参議左大弁藤原経家卿、少納言源師賢等為遠流寺家僧被告其由也、」

として、いずれも陵墓の副葬品を狙った盗掘事件が記されており、また嘉禎元年三月には、『阿不幾之山陵記』（『改定史籍集覧』二七）で知られる天武・持統陵の盗掘事件が発生している（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『飛鳥の王陵』）。なお、わが国の発掘・発見史については、斎藤忠氏『年表でみる日本の発掘・発見史』（日本放送出版協会）、玉利勲氏『墓盗人と贋物づくり』（平凡社）などがあり、中国については周蘇平氏『中国古代喪葬習俗』（陝西人民出版社）が簡潔で参考となる。

(36) もっとも、大陸において薄葬令による副葬品の簡素化が完全に盗掘防止の効果を有していたかは疑問であり、たとえば『東軒筆録』によれば、厚葬と薄葬の塚がほぼ同時に盗掘された際、前者は副葬品を窃取されたものの、「遂完其棺槨、以掩覆其穴」として被害は遺体にまで至らず、後者は無駄骨の腹癒せに「遂以刀斧劈碎其骨而出」として遺骨が打ち砕かれてしまったという。結局、効果的な盗掘防止策など存在しないというのは皮肉なことである。周蘇平氏『前掲書』参照。